② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）又は共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、両工種の有資格者である場合は（甲）(乙）どちらでもよい。又は共同企業体協定書(乙）による協定書（案)が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　工事目的物の性能・機能に関する事項の「品質管理（舗装補修)」､「品質管理（床版防水工)」、社会的要請に関する事項の「環境対策（騒音対策)」を評価項目とする。

なお、技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案やプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

⑶ 評価項目及び評価内容　技術提案は、評価項目ごとに２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も認める（標準案は「可」で評価する)。

なお、技術提案書の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目の１項目に対しＡ４版片面２枚以内とし、規定枚数を超えた場合は全て不可とする。(評価項目は３項目であるため、全体枚数は６枚以内とする。)

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは､不可とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による品質管理

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である場合

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合

・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項

① 品質管理（舗装補修）　供用中路線におけるアスファルト舗装補修工の品質向上の取組みについて、期待できる効果を含めて具体的に記述する。

※アスファルト混合物の配合の変更又は混合材の添加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不可とする。

② 品質管理（床版防水工）　既設床版に施工する床版防水システム(グレードⅡ）の品質向上の取組みについて、期待できる効果を含めて記述する。

社会的要請に関する事項

③ 環境対策（騒音対策）　切削オーバーレイ作業における沿線住民に対する効果的な騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可：技術提案は適切であるが､「優・良」に該当しない。

不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。

減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷ 評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用)／減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

品質管理

① 品質管理⑴（舗装補修）

・技術評価点（40点）　優40点・良20点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－10点

② 品質管理⑵（床版防水工）

・技術評価点（40点）　優40点・良20点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－10点

環境対策

③ 環境対策（騒音対策）

・技術評価点（20点）　優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点・減点（不採用）－５点

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。

【評価例】

Ａ社の技術提案項目に対する提案(２提案)の各評価点が40（優）・20（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝60（点)／２（提案可能数）＝30点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案(１提案)の評価点が40（優）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝40（点)／２（提案可能数）＝20点

Ｃ社の技術提案項目に対する提案(１提案)の各評価点が20（良）・－10（減点）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝10（点)／２（提案可能数）＝５点